

善通寺市学校等の在り方検討委員会 提言書（概要）

○善通寺市に相応しい中学校の校数について

提言

中学校については、１校とするのが望ましい

現在、市内には東中学校、西中学校の２校があるが、両校とも市の中心部にあり、その距離が近いこと、市の中心部に１校とするのであれば、通学も現在と大きく変わらず支障がない。

２校あれば、切磋琢磨できるという面もあるが、部活動については、現在、両中学校が合同練習を行っており、令和６年度の総体後の新チームからは合同チームとなる予定である。そういったことから、１校になることは受け入れられやすいと思われる。切磋琢磨については、学年の生徒数、クラス数が増えれば可能であると考ええる。

また、中学校の校数を考えるにあたり、義務教育学校※についても議論を行ったが、市内に義務教育学校１校だけというのは、小学校の児童数を考えると難しい。また、義務教育学校と通常の中学校の２校が存在するとなると、よほどの特色がないと、９年間一緒になる義務教育学校を選択する児童は少ないのではないかと懸念される。これらのことから、本市において、義務教育学校の設置は難しいと考える。

※ 義務教育学校とは、一つの学校として、一人の校長、一つの教委職員組織のもと、義務教育期間の９年間の修業（前期：６年、後期：３年）を行う学校。独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す小中一貫校とは別のものになる。

○善通寺市に相応しい小学校の校数について

提言

小学校については、２校または３校とするのが望ましい

小学校の校数を議論する中で、焦点となったのは１校あたりの学校規模（人数、クラス数）である。国が示す学校の適正な規模は１２～１８学級※となっており、学級数と１学級あたりの人数を中心に議論が行われた。（※学校教育法施行規則 第４１条、第７９条に規定）

その結果、２校案と３校案が残り、双方ともにメリット、デメリットがあることから、本委員会としては、両案を併記して提言することとなった。

以下、それぞれのメリット、デメリットを述べる。

(1) 2校案

①メリット

- ・1学年が1学級編成となる可能性が将来的にも低く、3校案に比して社会性の醸成を目的としたクラス替えが可能となる。
- ・現在の中学校在2校区なので、市民に受け入れられやすい。

②デメリット

- ・学級数が、当面の間、国の示す適正な規模（12～18学級※）を上回る。
(※学校教育法施行規則 第41条、第79条に規定)
- ・児童数が多いことにより、登下校時のチェック体制が煩雑になる懸念がある。

(2) 3校案

①メリット

- ・学級数が、当面の間、国の示す適正な規模になる。
- ・通学支援が必要となる児童が少なくなる。
- ・地域の学校としての役割が2校より保てる。
- ・教員の目が届きやすくなり、児童間トラブルへの対応等、職員の負担も少なくなる。

②デメリット

- ・学校によって、児童数に2校案より偏りがでる可能性がある。
- ・偏りがでた場合など、将来的に1学年が1学級編成となる可能性があり、その場合、社会性の醸成を目的としたクラス替えができなくなる。また、少人数校が出来てしまう可能性もある。

以上が、2校案、3校案それぞれのメリット、デメリットになる。

なお、両案ともスクールバスによる通学支援が必要になると考える。

市当局には、今後の様々な状況によって適切にご判断していただきたい。

○善通寺市に相応しい幼稚園の園数について

提言

幼稚園については、こども園を2園とするのが望ましい
ただし、小学校が3校となる場合、3園とすることも考慮する。

幼稚園について検討するにあたり、こども園※についても考える必要があるということで、本委員会では、綾川町の町立滝宮こども園の視察を行い、こども園についての認識を深めた。

また、市内には私立幼稚園が1園、市立保育所が2園、私立保育所が2園、私立こども園が2園存在している。検討にあたっては、民間施設の協力は不可欠であり、市立幼稚園については、

市立保育所を含めて検討をし、こども園を2園とする形が望ましいという結論に至った。

ただし、これまで市立小学校と市立幼稚園については密接な関係にあり、各小学校に幼稚園が近い距離に設置されており、同じ幼稚園の園児が同じ小学校に進学することが多く、運動会等の行事を幼小合同で行ってきた地域もある。もし、今後、先に示した小学校の校数について3校案が採用される場合は、こども園から小学校へのスムーズな接続などを考え、3園とすることも考慮する必要があると考える。

※ こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設であり、一定の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができ、いわゆる認定こども園となる。認定こども園には、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持ち、認定こども園としての機能を果たす幼保連携型こども園のほか、認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす幼稚園型こども園や認可保育所が、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす保育所型こども園などがある。